

薬事分科会審議参加規程・運用の見直しに係る意見

平成 28 年 2 月 24 日
薬事分科会審議参加規程 評価委員会

(第 11 条関係)

1. 現在、委員からの申告について、製薬企業等（申請企業）に確認する仕組みを試行的に導入しているが、これを本格的に導入すること。
2. 1. のとおり本格的に導入する際、確認の対象を競合企業にまで拡大すること。